

沖縄県高等学校体育連盟規約

昭和28年5月30日制定

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は沖縄県高等学校体育連盟、(以下「本連盟」と略称)と称し、事務局を那覇市奥武山町51-2 沖縄県体協スポーツ会館303号に置く。

第2章 目的

第2条 本連盟は高等学校体育・スポーツの健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第3条 本連盟は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 高等学校生徒の競技大会開催及び運営
- (2) 競技大会への派遣
- (3) 高等学校体育・スポーツの振興に関する調査研究
- (4) 体育関係諸団体及び関係機関との連携
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第4条 本連盟は沖縄県内高等学校加盟校で組織し、(公財)全国高等学校体育連盟、九州高等学校体育連盟、(公財)沖縄県体育協会に加盟する。

第5条 本連盟に加入及び脱退しようとする学校は、理事会並びに評議員会の承認を得なければならない。

第6条 本連盟に次の支部をおく。

- (1) 北部支部
- (2) 中部支部
- (3) 那覇支部(久米島を含む)
- (4) 南部支部
- (5) 宮古支部
- (6) 八重山支部
- (7) 定通支部

第7条 本連盟に次の専門部及び研究部をおく。

- (1) 競技専門部
 - (2) 研究部
- 2 専門部及び研究部に関する規程は別に定める。

第5章 役員

第8条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事長1名
- (4) 副理事長2名
- (5) 事務局長1名(副理事長兼任)
- (6) 常任理事
- (7) 理事
- (8) 専門部長
- (9) 監事2名
- (10) 幹事
- (11) 専門委員長

第9条 会長は本連盟加盟校校長の中から理事会の推薦により、評議員会で承認する。

2 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。

第10条 副会長は本連盟加盟校校長の中から理事会の推薦により、評議員会で承認する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はあらかじめ会長が定めた順序でその職務を代行する。

第11条 理事長は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 理事長は、理事会、評議員会の決定に従い会務を執行するとともに、会長、副会長に事故ある時はその職務を代行する。

第12条 副理事長は、理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はあらかじめ理事長が定めた順序でその職務を代行する。

第13条 事務局長は、副理事長の中から理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 事務局長は、理事長を補佐すると共に幹事を統轄し、会務の推進に携わる。

第14条 理事は支部代表各2名(校長1名、教諭1名)、県保健体育課1名、県教頭会2名(全定各1名)、会長推薦理事、及び各専門委員長をもってこれに当てる。

理事の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 支部代表理事は当該支部の支部長及び支部理事長をもってこれに当て、会長がこれを委嘱する。
- (2) 教頭代表理事は、県高等学校教頭会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- (3) 会長推薦理事は、理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。

- 2 正副会長、理事長、副理事長、事務局長、会長推薦理事及び幹事は、就任と同時に理事及び常任理事の資格を得るものとする。
- 第15条 常任理事は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 2 常任理事は理事長を補佐し、緊急な事項を処理すると共に、会務の円滑な運営をはかる。
- 第16条 幹事は理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 2 幹事は理事長及び事務局長を補佐し、会務の円滑な運営をはかる。
- 第17条 監事は理事会の推薦により、評議員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 2 監事は本連盟の会計を監査する。
- 第18条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、理事長及び事務局長の任期は2期を上限とする。
- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とし、役員任期満了しても後任者が就任するまではその任務に就くものとする。
- 第19条 本連盟の用務により会議等に参加する役員及び会長が認めた者は、旅費支給規程に基づき旅費を受けられることができる。
- 2 旅費支給規程は、理事会の議決を経て別にこれを定める。
- 第20条 本連盟の目的達成に必要な報償費、役員手当は、これを支給することができる。
- 2 報償費は原則として沖縄県の定める「講師等謝礼金支払い基準」に準ずる。
- 3 役員手当は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、監事、常任理事、専門委員長に支給する。

第6章 顧問及び参与

- 第21条 本連盟に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問は現職以外の本連盟会長経験者の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 参与は現職以外の本連盟副会長及び理事長経験者の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 4 顧問並びに参与は、会長及び理事長の諮問に応じるものとする。

第7章 会 議

- 第22条 本連盟の会議は次の通りとし、会長が招集する。
- (1) 評議員会 (2) 理事会 (3) 常任理事会 (4) 専門委員長会 (5) 専門部会
(6) その他の会議

第23条 評議員会は本連盟加盟校の校長及び教諭代表、各課程1名で構成し、次の事項を審議し承認する。

- (1) 事業
(2) 予算及び決算
(3) 役員に関する事
(4) 規約の制定及び改廃に関する事
(5) その他会長が必要と認めた事項

第24条 理事会は理事で構成し、次の事項を審議し執行する。

- (1) 評議員会に提案する事項並びに予算及び決算
(2) 評議員会より委任された事項
(3) 役員推薦並びに選出
(4) その他会長が必要と認めた事項

2 理事会は評議員会につぐ議決機関で、緊急を要する場合は、評議員会に変更することができる。

第25条 常任理事会は常任理事で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に提案する予算、決算及び事業等の審議
(2) 理事会より委任された事項
(3) その他必要な緊急事項

第26条 会議はすべて構成人員の2分の1以上の出席で成立する。

- 2 評議員会及び理事会の委任状は、これを認める。
3 評議員会及び理事会の議長は、会長がつとめる。

第27条 会議における議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決定による。

第8章 会 計

第28条 本連盟の経費は次のものをもってあてる。

- (1) 加盟校の会費
(2) 県補助金

(3) 各種団体からの助成金

(4) その他の収入

第29条 本連盟加盟校は会費を毎年5月20日までに完納するものとする。

2 会費の金額及び徴収方法は別に定める。

3 会費の額は、加盟校の生徒1人当たり800円とする。但し、特別支援学校は年会費1人あたり800円を参加人数分のみとする。

第30条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第31条 本連盟の予算及び決算は、毎年評議員会の承認を得なければならない。

第9章 事務局

第32条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局を那覇市奥武山町51-2（沖縄県体協スポーツ会館303号）に置く。

3 事務局に関する規程は別に定める。

第10章 規約の改廃

第33条 本連盟の規約の改廃は、評議員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第11章 雑則

第34条 本連盟に関する規程及び細則は、理事会の承認を経て別に定める。

附 則

本連盟規約は昭和28年5月30日より施行する。

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 1. 昭和43年4月24日一部改正 | 2. 昭和55年4月28日一部改正 |
| 3. 昭和57年4月30日一部改正 | 4. 昭和59年4月25日一部改正 |
| 5. 昭和60年4月26日一部改正 | 6. 昭和62年4月28日一部改正 |
| 7. 昭和63年4月26日一部改正 | 8. 平成 4年4月22日一部改正 |
| 9. 平成 6年4月27日一部改正 | 10. 平成 7年4月28日一部改正 |
| 11. 平成 9年4月30日一部改正 | 12. 平成10年4月28日一部改正 |
| 13. 平成13年4月25日一部改正(平成14年4月1日より施行) | |
| 14. 平成16年4月21日一部改正 | 15. 平成19年4月18日一部改正 |
| 16. 平成24年4月18日一部改正 | 17. 平成27年4月17日一部改正 |

積立金運用規定

平成元年3月8日制定

第1条 本連盟会計事務の円滑な運用を図るため、運用資金の積み立てを行う。

第2条 積立金は、150万円を目標に一般会計より支出し、目標達成後は一般会計からの支出は行わない。

第3条 積立金の運用は特別会計として取り扱う。

第4条 本資金の支出は一般会計の収入未済の場合、その支出項目に限定して流用し、その他への流用はしない。

第5条 一般会計の収入があった場合は、速やかに流用額を本特別会計へ返済する。

第6条 本積立金の利息は、一般会計の収入とする。

第7条 本規程は、平成元年度予算から適用する。